

## タクシー事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和4年11月)

11月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	所在地	営業所名	営業所	所在地	処分年月日	処分の内容	主違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	金星室蘭ハイヤー株式会社 (法人番号2430001056632) 代表者吉野僚哲	北海道室蘭市中島町3丁目28番地19号	本社営業所	北海道室蘭市中島町3丁目28番地19号	R4.11.10	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項 他2件	令和4年9月26日及び令和4年9月30日、長期未監査を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務員台帳の記載事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第37条第1項)、(2)指導要領制定義務違反(運輸規則第40条第1項)、(3)定期点検整備の実施義務違反(運輸規則第45条第1号)	0	0	
2	旭川合同自動車株式会社 (法人番号9450001000301) 代表者中川昌信	北海道旭川市大雪通9丁目511番地1	本社営業所	北海道旭川市大雪通9丁目511番地1	R4.11.29	輸送施設の使用停止(70日車)及び文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項 他9件	令和4年5月11日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。10件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)疾病・疲労等のおそれのある乗務(運輸規則第21条第5項)、(3)乗務員台帳の記載事項義務違反(運輸規則第37条第1項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(5)運転者に対する指導監督の記録義務違反(運輸規則第38条第1項)、(6)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(運輸規則第38条第1項)、(7)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(8)指導主任者選任義務違反(運輸規則第40条第2項)、(9)整備管理者の選任(変更)の届出義務違反(運輸規則第45条)、(10)運行管理規程の制定義務違反(運輸規則第48条の2第1項)	7	7	
3	大和交通株式会社 (法人番号8430001020574) 代表者小村一隆	北海道札幌市白石区栄通1丁目3番6号	本社営業所	北海道札幌市白石区栄通1丁目3番6号	R4.11.29	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項 他5件	令和4年9月15日、公安委員会からの通報等を端緒として監査を実施。6件の違反が認められた。(1)点呼の記録事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(2)事故の記録事項義務違反(運輸規則第26条の2)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(4)運転者に対する指導監督の記録義務違反(運輸規則第38条第1項)、(5)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(運輸規則第38条第1項)、(6)定期点検整備の実施義務違反(運輸規則第45条第1号)	0	0	

